

# 知的財産推進計画と 子役の就労時間延長問題のその後

東宝株式会社 演劇部

松田 和彦

今年のお正月に、「めざせ知的財産立国」という大きな見出しの新聞折り込みを目にした方もいらっしゃるかと思います。これは政府広報室作成の広報紙だったのですが、それによれば、「知的財産立国」とは、これまで日本が得意としてきた「ものづくり」に加えて、技術・デザイン、ブランドや音楽・映画などのコンテンツといった価値ある「情報づくり」（知的財産の創造）を産業の基盤に据えることで、経済社会の活性化を図る国家戦略のことだとあります。これを、経済の側面から見ると、情報づくりを産業の基盤にすることが遅れると国際的に生き残れないということでしょうが、文化の側からみると、よりよい作品を生み出すことが望まれ、ビジネスとしても発展が期待されるということでしょう。

このように広報されるまでの動きを振り返ってみますと、二〇〇一年に文化芸術振興基本法が成立したあとの二〇〇二年二月、小泉首相は、施政方針演説の中で、「知的財産立国」の方針を打ち出しました。その後、政府で集中的な取り組みがみられ、同年の十一月には、知的財産基本法が成立し、その具体的な推進のために、知的財産推進計画が昨年七月に決められました。その計画は、創造分野、保護分野、活用分野、コンテンツビジネスの飛躍的拡大、人材の育成と国民意識の向上の五章にわたる詳細なもので、その実施体制として、知財戦略本部のフォローアップによる担当府省の取り組みの他に、専門調査会の設置があり、医療の特許、権利保護の強化と並んで、コンテンツ専門調査会が設けられました。昨年十月から今年三月まで

五回開催され、その成果がこの四月に、小泉首相が本部長を勤める知的財産戦略本部会合で、報告されました。

私は、このコンテンツ専門調査会を、五回とも傍聴する機会を得ました。そもそも、コンテンツとは、「知的所有権」が「知的財産」と言いかえられたのと同じく、ユーザー側の視点から、生み出す側へと視点をずらすことで、流通されることを一層意識されるようにという思いをこめて、一昔前、ソフトといていたものを言いかえたものと言つことができず。この調査会の十五人の委員は、そのコンテンツを作る人、運ぶ人、運ぶ道具を作る人、運ぶルールにかかわる人が一同に集まるというバランスの考慮されたもので、テレビ制作会社の代表と民放連会長、漫画家と出版社社長、CD販売者とCDの



コピー可能な機械の制作者と、利害が必ずしも一致しない相手に向け、それぞれが自らの立場を主張する場面は、聞き応えがあり、この会の会長を務める牛尾治朗氏が、業界にとつてデリケートな問題を審議会の場で公然と議論したのは初めてで、これは進歩の始まりだと評価していました。(議事録を首相官邸のホームページから読むことができます)

日本のコンテンツ産業の規模は、約一兆円で、GDPに対する割合は2%、アメリカの5%、全世界平均の3%に満たない現状をどのように振興していくかについて、人材育成、資金調達、海外展開、流通などの各テーマをたて、活発な意見交換が行われました。各発言に共通することは、世界各国、とくに成長著しいアジア各国との比較において、日本がたち遅れているという危機意識ですが、一方で、業界の率直な現在の姿を聞いた牛尾会長が、製造業にくらべ三十年は遅れているという印象があるとの発言をされたように、「前近代的」との指摘を受け入れざるをえない面があることをあらためて認識したのも成果の一つでしょう。まとめられた具体的な振興策が着実な実行と結びつくように、ここ二、三年が大事な時期との認識のもとで、官邸主導の動きが続いています。また、議

員立法として「コンテンツの創造・保護活用および活用の促進に関する法律案」が、国会に提出されています。

さて、最も歴史のあるコンテンツ産業である演劇については、内閣官房知財事務局が、当協会他、代表的団体へのヒアリングを行い、コンテンツ専門調査会の配布資料にまとめられました。演劇の市場規模は約千二百億円、ライブ・エンタテインメント市場の約10%を占め、劇場周辺の地域に対する高い経済効果もあるが、米国の人口比でも市場は小さく、開拓の余地ありとされました。業界の課題や政府が取り組むべき事項としてまとめられた中には、当協会が、二〇〇二年以降行ってきた提言がほぼ含まれておりますが、一方で、出演契約がない慣行が前近代的であり、公的助成を受けるためには、情報の公開、経営の透明性が必要との視点も書かれています。

最後に、当協会が取り組んでおります子役の就労時間延長の問題の進展について、二〇〇二年十二月の当会報で書きました以後の動きに触れさせていただきます。昨年七月の「知的財産推進計画」の中において、二〇〇四年度以降必要に応じ所要の措置を行うとされ、また、同じく政府が行っております構造改革特別区域推進

本部の特区募集に「演劇振興特区(子役の出演時間の延長)」の提案を行ったところ、昨年九月、鴻池特区担当大臣と坂口厚生労働大臣との折衝によって、全国規模の規制緩和(午後九時まで延長)を平成十六年度中に行うとの決定を得られました。ただし、「児童の福祉及び道徳を保護し、その心身の正常な発育を図る必要がある等の労働基準法の趣旨を踏まえ、上記就労可能時間の延長に当たっては、児童への悪影響を最小限にとどめる必要があることを留意する」との特区提案への回答にもとづく施策づくりのため、厚生労働省よりヒアリングを受け、当協会としても出来るだけのことをすべく、諸課題の検討をすすめています。

また、当初の要望であります午後十時までの延長については、引き続き求めていく方針で、当協会と劇団四季の連名で、厚生労働大臣への要望書を昨年九月に提出するなどして、実現に向けて努力を続けています。コンテンツ専門調査会においても、二人の委員より午後十時にすべきとの発言が行われ、配布資料の一つ、コンテンツビジネスの飛躍的拡大に向けての課題7つのうちの二つに取り上げられたことも大変意義深いことだったと受け止めています。今後、皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。